

# 障害者雇用納付金制度改正に関して

障害者雇用納付金制度改正 施行		R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.7.1
申告申請年度		R6	R7	R8	R9
障害者法定雇用率		2.3%	2.5%		2.7% R8.4~6 2.5%
除外率		現行通り		10ポイント 引下げ	
週所定労働時間	30H以上 (短時間以外、常用)	身体 知的 重度	2 カウント		
		精神 身体 知的	1 カウント		
	20H以上30H未満 (短時間)	身体 知的 重度	1 カウント		
		精神	(当分の間) 1 カウント …		
		身体 知的	0.5 カウント		
	10H以上20H未満 (特定短時間)	身体 知的 重度 精神	特例給付金 支給	特例給付金は廃止 雇用率算定特例 0.5 カウント	
身体 知的		特例給付金 支給	特例給付金 経過措置	特例給付金 完全廃止	
障害者雇用調整金 支給単価の見直し		1人当たり月額 27,000円 ⇒ 29,000円			
調整金・報奨金の支給額調整		調整金支給対象人数 > 年120人 当該超過人数分の月額 23,000円/1人 報奨金支給対象人数 > 年420人 当該超過人数分の月額 16,000円/1人			

就労継続支援A型  
利用者は適用対象外

◆令和6年4月1日施行関係の概要 (令和6年4月1日以降の雇用期間について適用されます。)

- 障害者の法定雇用率の引上げ  
障害者の法定雇用率が、現行の2.3%から2.5%に引き上げられます。
- 特定短時間労働者の実雇用率への算定  
週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者について、雇用率上、1人をもって0.5カウントできるようになります。
- 特例給付金の廃止  
上記2の開始に伴い、週所定労働時間10時間以上20時間未満の障害者を対象とした特例給付金が廃止されます。  
なお、令和6年3月31日までに雇入れられた週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度以外の身体障害者及び知的障害者については、1年間の経過措置があります。
- 一定数を超えて障害者を雇用する場合、超過人数分の調整金及び報奨金の支給額を調整  
調整金について、支給対象人数が年120人を超える場合には、当該超過人数分への支給額が1人当たり23,000円(本来の額から6,000円を調整)となります。  
報奨金について、支給対象人数が年420人を超える場合には、当該超過人数分への支給額が1人当たり16,000円(本来の額から5,000円を調整)となります。

機構ホームページ

機構ホーム> 障害者の雇用支援> 障害者雇用納付金制度改正の概要➡

<https://www.jeed.go.jp/disability/seido.html>

